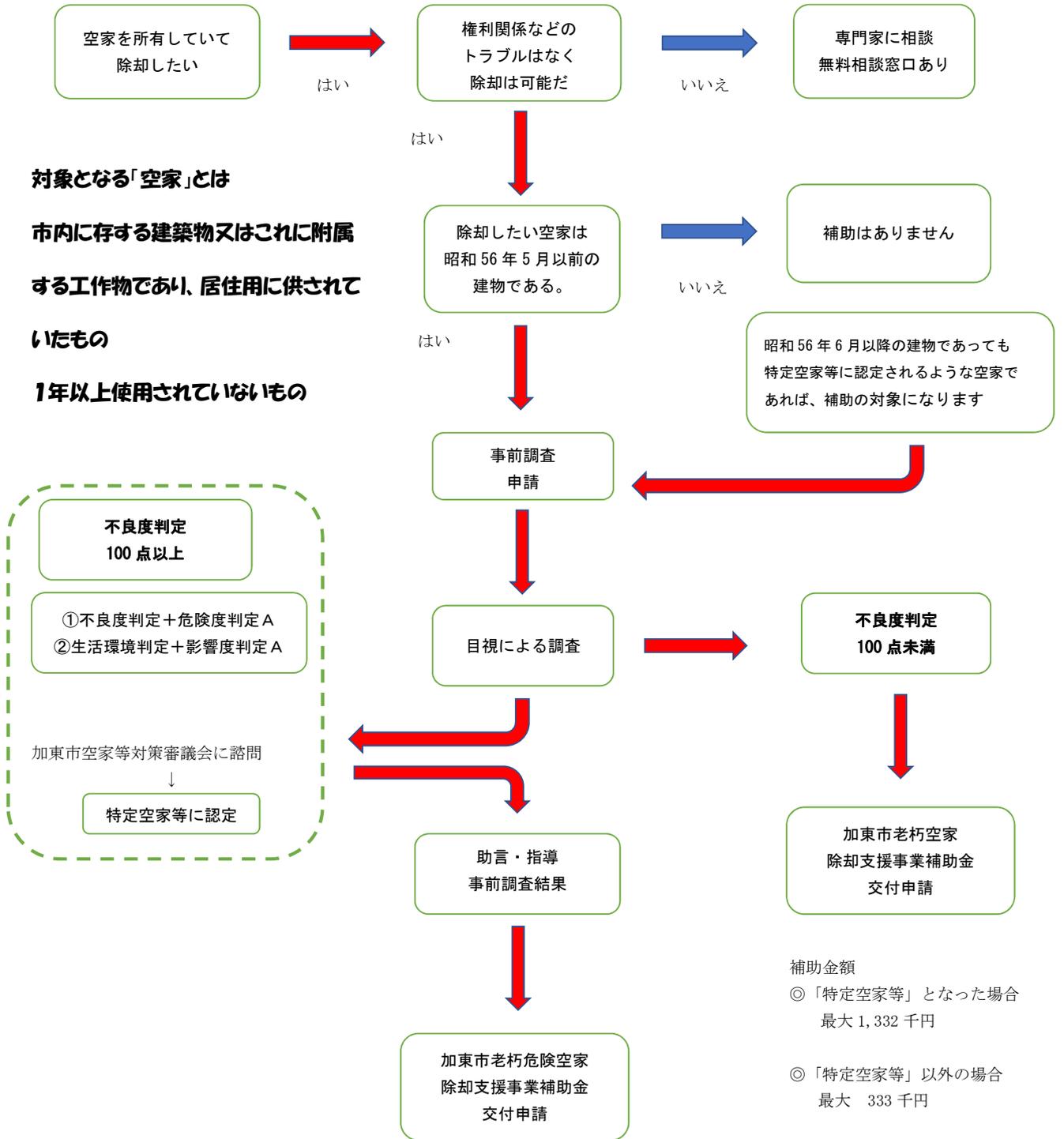


## 空家支援制度の創設について

項目	1 加東市老朽危険空家除却支援事業	2 加東市老朽空家除却支援事業	3 加東市空家等家財処分支援事業
目的	老朽危険空家を除却しようとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、老朽危険空家の除却を推進し、地域の安全と安心の確保及び住環境の維持、向上を図ることを目的とする。	老朽空家を除却しようとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、老朽空家の除却を推進し、地域の安全と安心の確保及び住環境の維持、向上を図ることを目的とする。	空家等の家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空家バンクへの登録を促進し、空家等の有効活用を図ることで地域の活性化に寄与することを目的とする。
補助率	除却費用の2/3 上限133万2千円 ※参考（工事費200万円の場合） ・国： 1/3 666千円 ・県： 1/6 333千円 ・市： 1/6 333千円 ・所有者：1/3 668千円	除却費用の1/6 上限33万3千円 ・国： — ・県： — ・市： 1/6 ・所有者：5/6	処分に係った費用の1/2 上限10万円 ・国： — ・県： — ・市： 1/2 ・所有者：1/2
対象範囲	市内全域	市内全域	市内全域
対象者	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者 (2) 該当空家の法定相続人	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者 (2) 該当空家の法定相続人	(1) 加東市空家バンクに登録があること。 (2) 空家バンク要綱第2条第4号の所有者等
要件	(1) 空家不良度測定基準の評点が100点以上であるもの (2) 特定空家等の認定を受け、空家特措法及び条例に基づき、指導又は助言を行なっている空家	(1) S56.5以前の建築物であること (2) 空家不良度測定基準の評点が100点未満であるもの (3) 市長が除却を必要と認めた空家	補助対象経費は、次に掲げる経費とする。 (1) 家財の処分費 (2) 空家等又はその敷地の清掃 (3) 空家等の敷地内の樹木伐採、草刈等の環境整備
その他	・市税その他市の債権の滞納がないこと。 ・暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。 ・過去に空家支援制度の補助金又はその他の補助金を受けたことがないこと。(制度の併用も不可) ・敷地内の立木、ブロック塀、附属物等については除却し、更地にすること。(補助対象外)	・市税その他市の債権の滞納がないこと。 ・暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。 ・過去に空家支援制度の補助金又はその他の補助金を受けたことがないこと。(制度の併用も不可) ・敷地内の立木、ブロック塀、附属物等については除却し、更地にすること。(補助対象外)	・市税その他市の債権の滞納がないこと。 ・暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。 ・過去に空家支援制度の補助金又はその他の補助金を受けたことがないこと。(制度の併用も不可)

# 空家除却申請のフロー図



# 空家の活用状況、空家バンク登録状況及び空家等の適正な管理状況

(単位：件)

## 空き家活用支援事業の状況

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R4.1末
市補助	件 数					0	1	1	1	0
	一般世帯・事業所					0	1	0	0	0
	若年・子育て世帯					0	0	1	1	0
県補助	件 数	1	0	0	1	1	3	2	1	3
	一般世帯・事業所	1	0	0	1	1	1	2	1	3
	若年・子育て世帯	0	0	0	0	0	2	0	0	0
計		1	0	0	1	1	4	3	2	3

※ 県補助については、県から申請者への直接補助である。

## 空家件数の推移 (R3.3~R4.1)

R3.3末現在の件数		R4.1末現在の件数	
空家	464	空家	498
追加空家	67	追加空家	5
管理	179	管理	254
追加管理	67	追加管理	1
更地	11	更地	28
居住	159	居住	148
利用中	279	利用中	286
その他	0	その他	1
合計	1,226	合計	1,221

## 空家バンク登録状況

区 分		H30.3末	H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.1末
物件登録	件 数	17	24	33	41	46
	社 地 域	11	14	19	22	25
	滝野地域	2	2	3	4	4
	東条地域	4	8	11	15	17
利用登録	件 数	10	31	37	60	84
	市 内	7	20	23	27	27
	市 外	3	11	14	33	57
契約成立	件 数	8	10	13	15	22
	社 地 域	8	9	11	12	12
	滝野地域	0	0	0	1	1
	東条地域	0	1	2	2	9

## 令和3年度 第三者に危険を与える可能性がある空家の調査の結果 (令和4年1月末現在)

ランク	判 定 基 準	R3.3末	R4.1末
Aランク	第三者に危害を与える可能性：大	4	4
Bランク	第三者に危害を与える可能性：中	10	7
Cランク	第三者に危害を与える可能性：小	25	23
計		39	34